



今月の主な特集

- 図書館へ行こう！読書週間…………… 2 P
- 防災訓練……………4P

## 移動図書館

毎週金曜日に行われている移動図書館の江差町立江差北小学校前の様子です。

# 図書館へ行こう！ 読書週間特集

近年、人々の日常生活に占める読書の時間は年々減少しており、若い年代では「活字離れ」の進行による読解力・言語力の低下が危惧されています。読書週間ということで、江差町図書館の取り組み等をご紹介しますので、この機会にぜひご利用ください。



## ◆ 読書週間 ◆

第66回読書週間の標語は「ホントノキズナ」

読書週間をきっかけに、暮しのスタイルに図書館利用を取り入れてみませんか。

11月4日(日)は休館日ですが文化会館で開催の町民文化祭と合わせ図書館も開館します。

文化祭で芸術の秋を、図書館で読書の秋をお楽しみください。

## ◆ 移動図書館 ◆

移動図書館車『かもめ』が巡回し貸出をします。

\*第1・第3 金曜日コース  
2日(金)・16日(金)

\*第2・第4 金曜日コース  
9日(金)・30日(金)

第4金曜日は祝日のため第5金曜日に変更します。  
ステーション・時間は電話でお問合せください。

## ◆ 利用方法 ◆

江差町及び檜山管内にお住まいの方、通勤・通学の方はどなたでも借りられます。

### 借りるとき

はじめて借りる時は図書貸出申込書に記入して、カウンターで登録して下さい。

一度登録すると年度内有効です。

一人3冊まで2週間貸出します。

### 返すとき

開館中はカウンターに返却して下さい。

閉館中は玄関横のブックポストに入れてください。(ブックポストは玄関フードの中にあります。)ブックポストに入らない大型本は、開館中にカウンターに返却して下さい。



## ◆ 図書館にない本は・・・ ◆

道立図書館や国立国会図書館、大学図書館などから江差町図書館を經由して借りることができますので、お気軽にご相談ください。

## ～ 11月行事予定～

### ◆ 江差追分全国大会プログラ展 ◆

昭和38年に第1回江差追分全国大会が開催されてから半世紀。第1回～第50回記念大会までのプログラムを展示しています。大会の歴史、変遷をご覧ください。

図書館展示コーナー 18日(日)まで

### ◆ 絵本読み聞かせ ◆

絵本サークル・ポポリンの会員が絵本の読み聞かせをします。

お誘い合わせでご参加ください。

3日(土・祝)・17日(土) 午後2時～

図書館児童コーナー

## 江差町図書館 ～図書館はあなたの生涯学習を応援します～

【TEL】52-5454 【FAX】52-3566

【e-mail】esashi-lib@hokkaido-esashi.jp

【開館時間】9:00～17:00

【11月の休館日】

5日(月)・12日(月)・19日(月)

24日(土)・26日(月)



**優秀作品かずらり！  
青少年健全育成標語**

江差町青少年健全育成会議において、町内の小・中学生を対象に標語募集を行った結果、今年度は518件の応募がありました。

作品は、あいさつ運動、朝ごはん、環境問題等を題材とした、オリジナリティのあふれるすばらしいもので、その中から、最優秀賞2点、優秀賞10点、優良賞20点を審査会で決定しました。

最優秀作品は次のとおりですが、全作品については12月号広報でお知らせします。

**小学生の部**

最優秀賞

「ありがとう にっこりえがお  
うれしいな」

江差北小1年／水野纏

**中学生の部**

最優秀賞

「喫煙や 飲酒の犠牲は 君自身」  
江差北中3年／市来ほのか

**スポーツの秋を満喫  
[体協まつり]**

9月30日(日)に江差町体育協会が主催し、南が丘小学校体育館において、町民の健康増進を目的に「体協まつり」が開催されました

今年度はノルディックウォーキングとソフトバレーの2種目を行い、両種目あわせて50名の参加をいただきました。



ノルディックウォーキングは時折小雨の振る中、運動公園を含む3.3kmのコースを景色を楽しみながら歩き、ソフトバレーでは白熱した試合が繰

まなびたい

り上げられ、会場に声援と歓声が高まってきました。

両競技を通して、スポーツの秋にふさわしく、すがすがしい汗を流した1日となりました。

**シニアカレッジ江差学園  
[学園祭]を開催します。**

シニアカレッジ江差学園では、この1年間の成果を皆さんに公開する「学園祭」を次のとおり開催します。

◆とき 11月7日(水)午後1時～9日(金)午後3時

◆ところ 文化会館小ホール



昨年の交流の様子

学生が講座やサークルの中で制作された「藍染め」「和小物」「ちぎり絵」等の作品を展示します。

期間中、町内の幼稚園・小学生を対象に折り紙や昔の遊びなどの世代間交流も予定している他、一般の方を対象とした体験コーナーもありますので多くの方々のご来場をお待ちしています。

**2013年江差町成人式のご案内**

次の日程で江差町成人式を開催いたします。

◆とき 平成25年1月13日(日)  
午後1時～

◆ところ 江差町文化会館

新成人は、平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方が対象となり、町内に住所を有する方には、11月中旬に案内状を送付いたします。

また、進学や就職で町外に住所を有する方も出席できますので、該当者やそのご家族の方はお手数でも、社会教育係(☎52-1047)までご連絡願います。

**平成24年度小学生の [税に関する書道展]**

11月9日(金)～19日(月)の間、役場住民ギャラリーで、町内小学生の作品による「書道展」を開催しますので、多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

**お知らせ**

11月2日から4日まで文化会館において、第41回江差町文化祭が開催されます。

サークルや個人の作品展示のほか、4日にはフォークダンスやバレエなどの舞台発表も行なわれますので、ぜひご来場下さい。

**江差学「ヒノキアスナロと町民の森」**

10月6日に40名の参加をいただき、江差学を行いました。今回は「ヒノキアスナロと町民の森」をテーマに実施し、講師の坂野さんの話を聞きながら、古事の森のひばモデル林の散策と町民の森のヒノキアスナロの知識を学びました。

**江差学とは・・・**

江差に学び、江差を知り、江差に誇りを持って学ぶことが楽しい人づくりの場として、郷土の歴史と文化を生かした学習機会を提供しています。参加対象は高校生以上で、今後も事業を予定しておりますので、多く皆様のご参加をお待ちしています。



# 地震・津波を想定した防災訓練を実施しました



## ◎訓練内容

地震発生直後の初動体勢訓練（大津波警報発令による住民避難訓練。防災関係機関が連携した総合防災訓練）

上記の訓練内容、災害想定で防災訓練を行いました。防災訓練の避難所にアンケートを設置し集計を終えて今後の課題なども明らかとなってきています。

10月12日、地理的要素（海岸線、漁港・船舶、河川、学校を有していることや2階建ての地域等）が備わっている五勝手・海岸町地区をモデル地域に、地震・津波を想定した避難訓練や一人で逃げるできない方（要援護者）の避難支援訓練を併せて実施しました。

防災訓練参加者220名に関係機関80名、合計300名の方々の協力があり無事終えることができました。

## ◎災害想定

午前10時北海道南西沖で地震が発生し、当町において震度5強の揺れを感じた。（マグニチュード7.8）このため、札幌管区気象台では午前10時03分、本道日本海沿岸に大津波警報を発令した。

## アンケート集計結果（抜粋）

結果から冬期間や雨天時の避難経路の状況や海岸線沿いでは波や風の音で放送が聞こえにくいという課題も見えてきました。



●避難してきた道は、冬期間や雨天時は通行できると思いますか？

①通行できる 59% ②通行できない 41%

●避難訓練をどの時期で実施してみたいですか？

①春 44.6% ②夏 9.5%  
③秋 13.5% ④冬 32.4%

●消防の放送（アナウンス）は聞こえましたか？

①聞こえた 60.7% ②聞こえにくい 23.8%  
③聞こえなかった 15.5%

●防災グッズを用意していますか？

①用意している 53.0% ②用意していない 44.6%  
③わからない 2.4%

●家具転倒対策（家具固定）を実施していますか？

①実施している 11.0% ②一部実施 31.5% ③していない 56.2% ④わからない 1.4%

避難経路や避難場所に対する課題もまだまだあります。防災グッズを用意していない、家具転倒対策（家具固定）をしていないと回答した方も多くいました。日常から災害を想定し準備していくことが重要です。

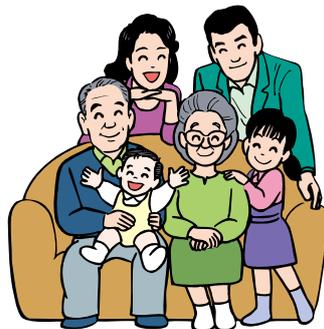
## 津波てんでんこ

「津波てんでんこ」を防災教訓として解釈すると、それぞれ「津波が来たら、取る物も取りあえず、肉親にも構わずに、各自てんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」「自分の命は自分で守れ」という意味になります。

避難場所での町長挨拶の言葉ですが、複数の避難経路の確認、防災グッズの整備、津波が発生した場合どこに逃げるかを家族で話し合っておき、家族も各自高台へ逃げていると信頼しているからこそ、取れる行動だと思えます。この機会に確認しあい、防災意識の向上に努めましょう。



今月からシリーズで健康推進課のお仕事をご紹介します。第一回は「地域包括支援センター（地域包括支援係）」です。



こんにちは！  
みなさんの  
健康推進課です！

## 地域包括支援センターのき

健康推進課 ☎ 52-6718

- 介護サービスを利用するには どうしたらいいの？
  - 足腰が弱ってきたので 家の中でも転びそうで怖い・・・
  - 物忘れが出てきてお金の管理が 一人では不安だ・・・
- このように何か不安なことや相談したいことがある時は、わたしたち地域包括支援センターになんでもご相談下さい。「包括」は、いろいろな相談を受け、適切な機関とも連携して解決に努める『高齢者の何でも相談所』なんです。
- また、高齢者が住みなれた自宅や地域でできるだけ自立した生活を続けられるよう介護・福祉・医療・健康などさまざまな面からサポートしています。

### 知ってましたか？

今の江差町の65歳以上の人口は約2,600人。およそ3人に1人が65歳以上です。介護認定を受けている560人のうち325人が認知症状態で日常生活になんらかの支障が出ている現状があります。

### 認知症を理解するところから

誰もが住みなれた家や地域で、これまでと変わらない生活を送りたいと望んでいます。そのため、「地域包括支援センター」では、認知症という病気を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る人が一人でも増えるように、「認知症サポーター養成講座」などの事業を開催しています。

今回の「認知症講演会 認知症って？シリーズ2」は、アンケートで一番聞きたい要望の多かった「介護家族のお話」を現在も長崎県で認知症の母親を介護されている詩人の藤川幸之助さんをお招きすることになりました。



読売新聞提供

親子で一緒に聞いてもらいたい講演会です。認知症という病気を個人・家族の問題として捉えるのではなく地域全体で見守り、助け合える優しいまちづくりを共に目指したいと願っています。

とき 平成24年11月30日（金）

開演 午後6時30分

ところ ホテルニューエさし

※詳しくは折込みチラシをご覧ください。

## 地域包括支援センターを よろしく(^o^)/

### ■地域で安心して暮していくためのサービスが適切に 利用できるようサポートします

介護サービス事業所や医療機関との連携と調整を行っています。また、地域のケアマネジャーが適切なサービスを提供できるよう助言や支援を行っています。

### ■不安なことや相談に対応します

介護認定やサービスの利用方法、心身の状態の不安など様々な相談に専門知識を持ったスタッフが対応しています。

### ■いつまでも自分らしく生きるために権利と尊厳を守ります

悪質な訪問販売などの被害にあったとき、解約方法や救済についてアドバイスしたり、未然に防ぐために「成年後見制度」の利用に関する相談なども受け付けています。

### ■それぞれの状態に合わせて介護予防のお手伝いをします

自立した生活ができるよう、いきいき健康教室（毎週火～木）や転ばん塾（町内5会場）といった介護予防事業を実施し、健康づくり活動を支援しています。

## 扉

藤川幸之助

母を老人ホームに入れた  
認知症の老人たちの中で  
静かに座って私を見つめる母が  
涙の向こう側にほんやり見えた  
私が帰ろうとすると  
何も分かるはずもない母が  
私の手をぎゅっとなつかんだ  
そしてどこまでもどこまでも  
私の後を付いてきた  
私がホームから帰ってしまうと  
私が出ていった重い扉の前に  
母はぴったりとくっついて  
ずっとその扉を見つめているんだと聞いた  
それでも  
母を老人ホームに入れたまま  
私は帰る  
母にとっては重い重い扉を  
私はひょいと開けて  
また今日も帰る

# 町民福祉課福祉係 からのお知らせ

## 「援護」が必要な方を登録します

町は要援護者本人の申請により、要援護者名簿を作成します。その情報は平常時から町内会・自治会や民生委員などの関係機関と共有し、災害時の避難支援、緊急時や日常時の見守り・安否確認などに活用します。  
※大地震等の災害時は、不測の事態も想定されます。名簿への登録は、確実な支援や安全を保障するものではありません。

### 1 対象者

在宅で生活している方で、日常的に家族の支援が受けられず、周囲の手助けが必要となる下記対象者。

#### 【対象者】

#### 1 次に掲げる要介護者等のみの世帯

- (1) 介護認定の結果が要介護3以上の者
- (2) 要介護認定において「認知症老人の日常生活自立判定基準」のランクⅢ以上に該当し、介護負担が大きいと認められ、その状態が継続すると認められる者

#### 2 次に掲げる障がい者のみの世帯

- (1) 身体障害者手帳1～2級の者
- (2) 療育手帳A判定の者
- (3) 精神障害者福祉手帳1級の者

#### 3 次に掲げる高齢者のみの世帯

- (1) 65歳以上の独居老人世帯
- (2) 75歳以上高齢者のみの世帯

#### 4 妊産婦及び妊産婦と乳幼児のみの世帯

#### 5 その他

前各号に準ずる者のほか、町長が必要と認める者



周りの方にも  
お知らせください。

### 2 申請書の提出

・江差町役場町民福祉課福祉係または民生児童委員

※歩行困難先など、直接、申請が困難な場合、福祉係までご連絡ください。

※申請書については、9月広報に折り込みしましたが、手元がない場合、町民福祉課福祉係まで請求願います。

## ひとり暮らしの高齢者世帯などの除雪サービスを実施します

### 平成24年度除雪サービスの申込みを受付中です！

町では冬期間、ひとり暮らしの高齢者世帯などを対象に、除雪により自宅から出られないということの無いように玄関先の除雪サービスを実施しています。ご希望の方は、次の要領でお申込みください。

申込先 各町内会または、町民福祉課福祉係

(申込用紙は、町内会長宅・町民福祉課福祉係にあります。)

申込期限 平成24年11月22日(木) 厳守

対象者 65歳以上のひとり暮らし世帯、老夫婦世帯、高齢者のみの世帯

※原則として、町内に親族がいる場合等は除きます。

(親族が遠く離れている場合や高齢の場合などは、福祉係までご相談ください。)

除雪期間 平成24年12月15日～平成25年3月15日

除雪範囲 玄関先から生活道路までの区間(スノーダンプ1台程度の幅です。)

除雪内容 概ね10cm以上の降雪があった日に、1回行ないます。

除雪開始は午前中となりますが、時間指定はできませんのでご了承ください。

利用料金 1シーズン・1世帯あたり1,000円



要援護者に関する問い合わせ  
除雪サービスに関する問い合わせ



町民福祉課福祉係 ☎ 52-6720

# 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられます

～平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法が施行～

障害者虐待の防止や養護者に対する支援などの施策を促進することで、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 24 年 10 月から施行されました。

この法律では、

- 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
- 障害者福祉施設などの職員（障害者福祉施設従事者等）
- 勤め先の経営者など（使用者）が行う虐待行為を「障害者虐待」と定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない。」という義務を定めています。

## 障害者虐待防止法に定める虐待行為（例）

**身体的虐待**  
殴る、蹴る、身体拘束 等

**心理的虐待**  
怒鳴る、ののしる、無視する 等

**経済的虐待**  
勝手に財産を処分する、必要な金銭を渡さない 等

**性的虐待**  
性的な行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する 等

**放棄・放置**  
(ネグレクト)  
食事を与えないなど世話を放棄する 等

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合はすぐに通報・ご連絡を

江差町高齢者等虐待防止センター  
☎ 0139-52-6720（町民福祉課福祉係）

北海道障がい者権利擁護センター  
☎ 011-231-8617  
休日、夜間は留守番電話での対応となります。

# 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は人権侵害です ～子どもを虐待から守るために～

児童虐待の防止に関する法律では、「何人も児童に対し、虐待をしてはいけない（児童虐待の禁止）」と定められています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、市町村や児童相談所などに通告することが義務付けられています。この法律が定められた11月を児童虐待防止推進月間として、児童虐待防止対策の取り組みが推進されます。地域全体で虐待防止に取り組みましょう。

## ◎虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、強く揺さぶるやけどを負わせる など
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せるなど
ネグレクト	家に閉じこめる食事を与えないひどく不潔にする病院に連れて行かない車に放置する など
心理的虐待	言葉での脅し、無視、兄弟間の差別、子供の前での暴力など

## ◎虐待を防止するために・・・

- ★子育て中のあなたにできること・・・  
子育て中は様々な悩みが起きてきます。一人で抱え込まず相談をしてください。
- ★周囲のあなたができること・・・
  - ・虐待の疑いのある子どもを見つけた時は、通告義務があります。  
⇒子どもを守るだけでなく、虐待を行った保護者への支援の第一歩になります。
  - ・子育て中の親子に、やさしいまなざしをお願いします。  
⇒親子の心の支えになることもあります。
- ★虐待を受けている子どもたちができること・・・  
がまんしないで打ち明けてください。

## ◎相談・通告先・・・プライバシーは法律で保護されます。

児童相談所（☎ 0138-54-4152） 児童相談所全国共通ダイヤル（☎ 0570-064-000）  
町民福祉課福祉係（☎ 52-6720） 健康推進課保健師（☎ 52-6718）



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています

## まちのスナップ

### 第34回江差町産業まつり& 第18回えさし・くらしのフェスティバル

9月30日

地場産品の格安販売やフリーマーケットなどが行われる「産業まつり」と「くらしのフェスティバル」が役場前広場で同時開催されました。



春に続き、毎年恒例となっている「第20回秋の江差いにしえ夢開道」が2日間にわたっていにしえ街道で開催され、2日には「民謡・歌謡ショー」などが行われました。

### 第20回秋のいにしえ夢開道

10月6・7日



かもめ保育園に人形劇団バクが訪れ、人形劇「ぶんぶく茶釜」を子供たちに披露。当日は、日保は、園・水堀保育園の園児たちもかみもめ保育園に訪れ、人形劇を見ていました。

### 人形劇団バク

10月9日



### 茶道宗徧流宗心会お茶会

10月14日

茶道宗徧流宗心会（会長：金盛護）では、町の文化財施設の活用とPRをはかり、毎年秋に江差の歴史をテーマとしたお茶会を行っており、9年目となる今年には「江差八勝」をテーマとしたお茶会を開催しました。



### 小学校生活最後の植樹会

10月22日

南が丘小学校6年生の生徒14名と江差小学校6年生の生徒26名が、馬場山森林公園（げんきの森）にて、小学校生活最後の植樹会を行いました。北海道指導林家の坂野正義さんのお話を聞きながら植樹の仕方を教わっていました。



### 姉妹都市の松江市と

#### 災害時相互応援協定を締結

10月16日、珠洲市役所で松江市（島根県）との姉妹都市災害時相互応援協定調印式が行われました。式には泉谷市長（写真右）、松浦正敬松江市長の両市長が出席。協定書に調印しました。この協定は、珠洲市または松江市で地震などの大規模な災害が発生した場合に、相互に復旧に向けて助け合うためのもの。食料や飲料水などの生活物資や資機材、救援・救助活動に必要な車両などの提供のほか、職員の派遣などを明記しています。



珠洲市と旧美保関町（平成17年に市町村合併で松江市に）は昭和63年に姉妹都市提携を結び、合併後も友好関係を築いてきました。

友好都市 珠洲市

# 掲 示 板

## 募 集

### 町営住宅入居者募集

町では町営住宅の入居者を募集します。

▶募集住居／陣屋団地3号棟（1LDK 1階）1戸

陣屋団地5号棟（1LDK 1階）1戸

▶募集期間／11月2日（金）～12日（月）

▶入居可能予定日／12月1日

▶その他／申込は2名以上の世帯か単身の場合は60歳以上であることが条件となります。なお、収入額や世帯の状況などの条件がありますので、申込条件等は下記までお問い合わせください。

☎ 環境住宅課財産管理係  
（☎ 52-6715）

### 陸上自衛隊高等工科学校生徒

防衛省は、来年度採用になる陸上自衛隊高等工科学校生徒の採用試験を次のとおり行います。

▶受験資格／15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者（来春卒業予定者含む。）

▶受付期間／平成24年11月1日（木）～平成25年1月7日（月）

▶試験日／平成25年1月19日（土）

☎ 自衛隊江差地域事務所  
（☎ 52-2476）

# お知らせ

## 「新規高卒者就職面接会 in 函館」のお知らせ

平成25年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会を開催します。1人でも多くの生徒が就職内定を得られるよう、事業主の皆さまの参加をお待ちしております。

▶日時／11月6日（火）  
午後1時～4時

▶場所／ロワジュールホテル函館3階

▶内容／平成25年3月新規高等学校卒業予定者で就職先が内定していない生徒と企業との就職面接会

☎ ハローワーク函館 函館公共職業安定所 企画調整部門  
（☎ 0138-26-0735）

## 11月30日は「個人事業税」第2期分の納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。忘れずに納期限内に納めましょう

なお、納税には便利な口座振替をご利用ください。

☎ 檜山振興局地域政策部税務課納税係  
（☎ 52-6473）

## ごみを自己搬入される方へ

11月24日（土）は23日の不燃ごみ代替収集日となっております。収集はしますが、機械点検整備日のため、施設へのごみ搬入はできませんので、ご注意ください。

※ごみ収集カレンダーにも掲載しています。

☎ 南部松山清掃センター（☎ 53-6301）

## 檜山地域人材開発センターまなびっくで学びませんか

11月開催予定の講座についてお知らせ

させします。講習時間、受講料など詳しいことは、檜山地域人材開発センター運営協会（☎ 52-0160）にお問い合わせください。

○ヨガ教室（11/10・24）

申込締切～各実施日前の木曜日

○フラダンス教室（11/10・24）

申込締切～各実施日前の木曜日

○社交ダンス教室（11/11・18）

申込締切～各実施日前の金曜日

○チェーンソー特別教室

（11/21～22）計2日間

申込締切～11月14日

（職業訓練）

○職長・安全衛生責任者教育講習

（11/29・30）

申込締切～11月20日

※平成18年3月以前に職長教育及び職長再教育を受講されている方については、法の改正により『安全衛生管理者』の資格が必要となりましたが、この教育講習で資格取得ができますのでぜひ受講して下さい。

## 裁判所見学会のお知らせ

裁判所では、司法に対する国民の理解と信頼を深めるため、見学会を開催します。

▶日時／11月19日（月）～22日（木）

▶場所／函館地方・家庭裁判所江差支部

▶行事内容／①法定見学：午前9時30分から午後4時までの間の申し込みについて対応し、裁判所職員が法廷を案内します。②特設展示コーナー：裁判員制度や調停制度などの情報や明治時代の法服を展示します。

予約は不要ですので、直接裁判所へお越しください。

☎ 函館地方裁判所江差支部庶務課  
（☎ 52-0174）

## 11月の野菜の日 “16日(金)”

通常価格の2～3割引と格安です。

品目は7～8品限定です。

・主催 野菜の日実行委員会  
・協賛 江差青果卸売市場株式会社・江差町

## 年金相談

とき 11月29日（木）  
10時40分～正午  
午後1時～午後3時40分  
ところ 役場住民相談室

相談を希望される場合は、事前予約が必要です。11月26日（月）までに町民福祉課国保医療係（☎ 52-6725）までお申し込みください。  
※定員になり次第締切となります。

## 精神保健相談

檜山保健福祉事務所保健福祉部では、専門の医師や保健師を相談員として精神保健相談を開催します。相談は無料です。相談には、事前予約が必要です（相談日の前の週の木曜日午前中まで）。

とき 11月27日（火）  
（日程は変更になることもあります。）  
午後3時～午後4時

ところ 檜山保健福祉事務所（江差保健所）  
☎ 檜山保健福祉事務所子ども・保健推進課  
（☎ 52-1053）

## 運転免許の更新時講習（11月）

◆とき 15日（木）

優 良 午後1時～  
達 反 午後1時45分～

27日（火）

優 良 午後1時～  
一 般 午後1時45分～  
初 回 午後3時～

◆ところ 文化会館小ホール

# 平成 23 年度 江差町各会計決算の概要

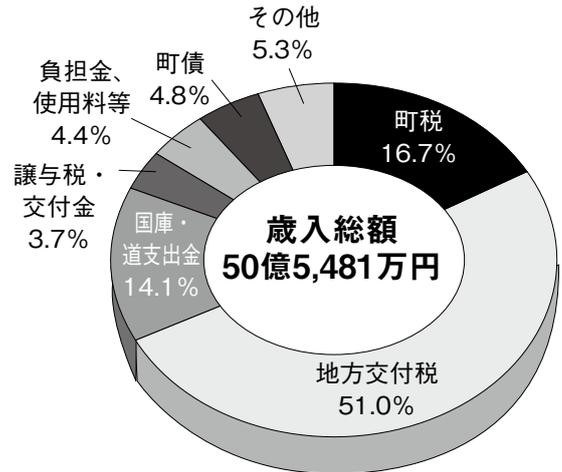
平成 23 年度の各会計の  
決算状況について  
お知らせします。

## 一 般 会 計

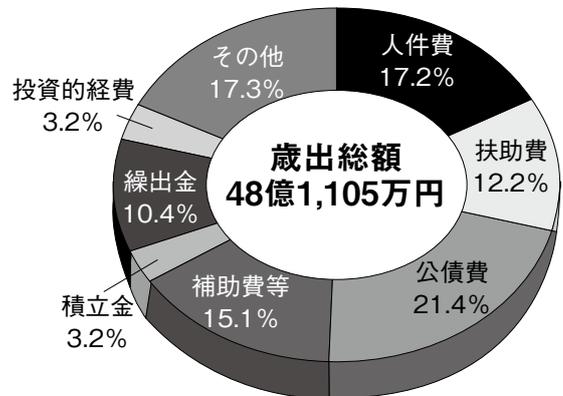
一般会計の決算は、歳入歳出差引が 2 億 4,376 万円の黒字となりました。このうち、繰越事業の財源として平成 24 年度へ繰り越した 277 万円を差し引いた実質収支は 2 億 4,099 万円の黒字となりました。

なお、実質収支のうち、1 億 8,000 万円は財政調整基金に積立てしています。

歳 入 50 億 5,481 万円		
項 目	主な内容	決算額
町 税	町民税、固定資産税等	8 億 4,382 万円
地 方 交 付 税	団体間の財政調整等のための交付金	25 億 7,915 万円
国庫・道支出金	国や道からの補助金等	7 億 1,157 万円
譲与税・交付金	地方譲与税、各種交付金	1 億 8,891 万円
負担金、使用料等	保育料、住宅料など	2 億 2,206 万円
町 債	長期借入金	2 億 4,080 万円
そ の 他	財産収入、寄附金等	2 億 6,850 万円



歳 出 48 億 1,105 万円		
項 目	主な内容	決算額
人 件 費	職員給与、議員報酬等	8 億 2,719 万円
扶 助 費	子ども手当、障害者自立支援給付等	5 億 8,798 万円
公 債 費	借入金の返済	10 億 2,789 万円
補 助 費 等	団体補助金、一部事務組合負担金等	7 億 2,567 万円
積 立 金	財政調整基金への積立等	1 億 5,200 万円
繰 出 金	特別会計への繰出金等	5 億 9 万円
投 資 的 経 費	普通建設事業、災害復旧事業	1 億 5,528 万円
そ の 他	事務費、施設維持補修費、貸付金等	8 億 3,495 万円



歳入 50 億 5,481 万円	－	歳入 48 億 1,105 万円	=	歳入歳出差引 (形式収支) 2 億 4,376 万円	－	24 年度に 繰り越す財源 277 万円	=	実質収支 2 億 4,099 万円
---------------------	---	---------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------	---	----------------------

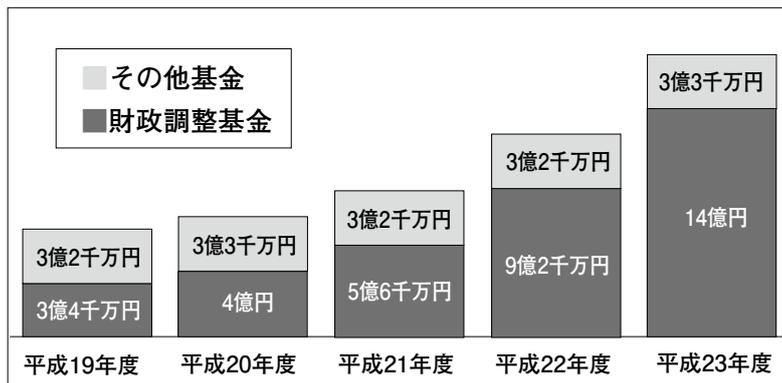
## 特 別 会 計

各特別会計の決算は、以下の表のとおりとなりました。いずれの会計においても、実質収支で赤字は発生していません。

会 計 区 分	歳入総額	歳出総額	実質収支
国民健康保険費	10 億 7,778 万円	10 億 6,685 万円	1,093 万円
後期高齢者医療	9,679 万円	9,664 万円	15 万円
介護保険(保険事業)	8 億 8,964 万円	8 億 6,429 万円	2,535 万円
介護保険(介護サービス事業)	1,182 万円	1,182 万円	0 円
営 林 費	1,802 万円	1,802 万円	0 円

会 計 区 分	歳入総額	歳出総額	実質収支
公共下水道事業	2 億 7,084 万円	2 億 7,065 万円	19 万円
公設地方卸売市場事業	78 万円	53 万円	25 万円
港湾整備事業	249 万円	218 万円	31 万円
奨 学 金	605 万円	605 万円	0 円

## 基金残高（普通会計）

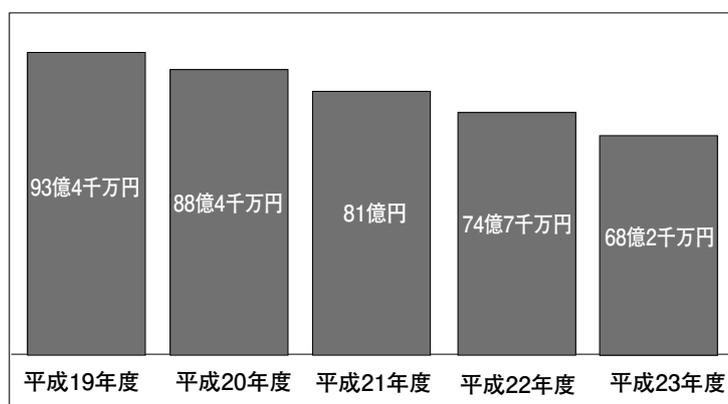


### 《参考》

町民1人当たり・1世帯当たりの状況  
(H24.3.31 現在 8,704人、4,436世帯)

	1人当たり	1世帯当たり
町税納付額	約9万7千円	約19万円
基金残高	約19万8千円	約38万9千円
町債残高(普通会計)	約78万3千円	約153万7千円

## 町債残高（普通会計）



歳入において、町税の割合は2割以下となっている一方で、地方交付税の収入額が歳入の半分以上の割合となっており、国等からの収入に依存する歳入構造となっています。

歳出においては、経常的経費（物件費や維持補修費など）の抑制を図るとともに、町債の繰上償還や基金の積立を行うなど、将来の財政負担の抑制に向けた取組も進めています。

基金残高では、平成19年度決算からの4年間で、財政調整基金は10億6千万円の増加、その他の基金では1千万円の増加となっています。

町債残高（普通会計）では、平成19年度決算からの4年間で25億2千万円の減少となっています。

## 平成23年度 水道事業会計決算概要

平成23年度決算が9月定例議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

### 1. 経営の状況

水道事業会計は、地方公営企業法により「独立採算制」を基本として行っています。

皆さんに安全・安心な水道水を供給するため施設の整備、配水管の布設などを実施し、現在は安定した水源が確保されたため水不足による断水や給水制限がない状況となっています。

毎年進む人口の減少などにより使用水量は減少傾向にあり、経営状況は厳しい状況にあります。今後も安定した水道水の供給に努め、一層の経営改善を図ります。

(単位：千円)

区	分	H23年度	H22年度	増減	
収益的収入	営業収益	294,287	304,302	▲10,015	
		水道料金	294,185	304,210	▲10,025
		その他	102	92	10
	営業外収益	99,832	217,214	▲117,382	
		他会計補助	98,256	102,378	▲4,122
		加入金	1,257	603	654
		その他	319	114,233	▲113,914
	収益合計 A		394,119	521,516	▲127,397
	収益的支出(税抜)	営業費用	421,673	321,456	100,217
			人件費	20,891	15,116
維持管理費			184,858	88,324	96,534
減価償却費			215,342	217,842	▲2,500
資産減耗費			582	174	408
営業外費用			103,823	108,332	▲4,509
費用合計 B		支払利息	102,945	108,040	▲5,095
		その他	878	292	586
		525,496	429,788	95,708	
経常損益 (A - B)		▲131,377	91,728	▲223,105	

区	分	H23年度	H22年度	増減	
資本的収支(税込)	資本的収入合計 A	企業債	0	0	0
		工事負担金	15,289	2,799	12,490
		補助金	1,627	1,626	1
	資本的支出合計 B	建設改良	32,748	15,192	17,556
		償還元金	230,849	226,934	3,915
		263,597	242,126	21,471	
		資本収支不足額 (A - B)	▲246,681	▲237,701	▲8,980

未処理欠損金(年度末)	1,150,921	1,019,544	131,377
-------------	-----------	-----------	---------

人件費の状況（平成23年度普通会計決算）			
項目	平成23年度	平成22年度	
歳出総額（A）	48億2,785万円	50億4,830万円	
人件費のうち職員給与（B）	5億1,394万円	5億4,233万円	
職員給与費の割合（B）÷（A）	10.6%	10.7%	

職員給与費の状況（平成24年度普通会計予算）			
区分	平成24年度	平成23年度	
職員数（A）	95人	96人	
給料	3億4,418万円	3億5,184万円	
職員手当	5,009万円	5,792万円	
期末・勤労手当	1億1,855万円	1億2,142万円	
計（B）	5億1,281万円	5億3,118万円	
1人当り給与費（B/A）	540万円	553万円	
一般行政職	平均給料月額	302,100円	301,400円
	平均経年数	21.8年	21.7年
	平均年齢	42.1歳	41.9歳

特別職、議員の給料・報酬月額				
区分	H24.4.1	本来支給される額	期末手当支給割合	
給料	町長	697,000円	820,000円	6月 1.90月
	副町長	549,000円	645,000円	12月 2.05月
	教育長	502,000円	590,000円	計 3.95月
報酬	議長	233,000円	245,000円	6月 1.225月
	副議長	195,000円	205,000円	12月 1.375月
	常任委員長	181,000円	190,000円	計 2.600月
	議員	176,000円	185,000円	

# 町職員の給与等の公表

町職員の給与は、民間給与の実態調査に基づく国家公務員の人事院勧告を参考に、町議会の審議を経て、町の条例で定められています。町民のみならず一層のご理解をいただくため、町長などの特別職と町職員の給料や職員数をお知らせします。

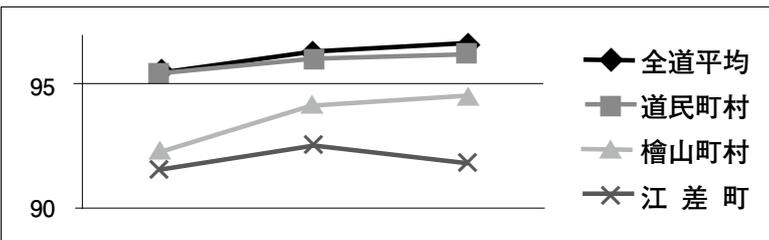
問い合わせ先  
総務財政課総務係  
電話 52-6711

職員の手当の状況（平成24年4月1日現在）																	
手当の種類	内容																
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 特定期間の加算 5,000円																
住居手当	(1) 家賃が12,000円を越える借家等の場合は家賃の額に応じて27,000円を限度に支給																
通勤手当	通勤距離が片道2Km以上の職員が対象となります。 (1) 公共交通機関を利用運賃相当額を全額支給 (2) 交通用具を使用する場合〔1,000円から4,450円支給⇒本来の半額支給〕																
特殊勤務手当	危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給⇒現在支給を凍結しています。																
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務することを命じられた職員に支給																
期末手当・勤労手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤労手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月</td> <td>0.675月</td> <td>1.900月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月</td> <td>0.675月</td> <td>2.050月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600月</td> <td>1.350月</td> <td>3.950月</td> </tr> </tbody> </table> 職務上の段階による加算措置があります。（課長3%・補佐、主幹2%・係長1%）		期末手当	勤労手当	計	6月期	1.225月	0.675月	1.900月	12月期	1.375月	0.675月	2.050月	計	2.600月	1.350月	3.950月
	期末手当	勤労手当	計														
6月期	1.225月	0.675月	1.900月														
12月期	1.375月	0.675月	2.050月														
計	2.600月	1.350月	3.950月														
寒冷地手当（11月～3月に支給）	冬期間の暖房用燃料費などに一時的に支給 ①世帯主で扶養親族のある職員⇒月額22,540円を支給。 ②世帯主で扶養親族のない職員⇒月額12,860円を支給。 ③その他の職員⇒月額8,600円を支給。																

部門別・課別等職員数の状況（平成24年4月1日）			
区分	部門	職員数	定員適正化計画
一般行政	議会	2人	現在、策定に向けて検討中
	総務	23人	
	税務	7人	
	農水	8人	
	商工	7人	
	土木	5人	
	民生	24人	
	衛生	7人	
	計	83人	
教育行政	学校教育	6人	
	社会教育	6人	
	計	12人	
	普通会計計	95人	
公営企業等	水道事業	2人	
	上下水道課	1人	
	国保事業	3人	
	介護事業	5人	
	計	11人	
	計	106人	

職員数の推移（平成24年給与実態調査）							
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人数	126	120	119	117	111	107	106
増減	▲4	▲6	▲1	▲2	▲6	▲4	▲1

## ラスパイレス指数の動向



	H21	H22	H23
全道平均	95.5	96.2	96.6
道内町村	95.4	96.0	96.2
檜山町村	92.3	94.1	94.5
江差町	91.5	92.5	91.8

## 【ラスパイレス指数】

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与をとした場合の当町職員の給与水準と比較するものです。  
江差町の平成23年度の指数は91.8と前年度より0.7ポイント減少しており、各平均をも下回っている状況です。

～事業主と従業員の皆様へ～

## 平成25年度より個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収対象事業所への完全指定を実施します

檜山振興局と檜山管内各町では、平成25年度から法定要件（※）に該当するすべての事業所の皆様に特別徴収をしていただくこととなりました。江差町においても平成25年度より特別徴収事業所への完全指定を実施します。

※法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することをいいます。（地方税法321条の4第1項）

該当する各事業所あてに、「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します。

11月下旬から従業員全員を特別徴収としていない事業所に対し、特別徴収義務者指定についての内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付します。

この通知書をお送りした後、来年5月頃に従業員の方の個人住民税引き去り額が記載された「特別徴収税額通知書」を事業所あてに送付します。これにより、平成25年6月支払分の給与より従業員の方の個人住民税引き去りを始めていただくこととなります。

詳しい内容については「特別徴収義務者指定予告通知書」到着後、江差町税務課（☎ 52-6723）へお問い合わせください。

## 7月1日は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか？

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

問い合わせ先／厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課（☎ 011-709-2311）

または函館労働基準監督署江差駐在事務所（☎ 52-1028）

## 「国の教育ローン」（日本政策金融公庫 国民生活事業）

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 学生・生徒1人あたり300万円以内

【利率】 年2.35%（固定金利、平成24年9月10日現在）

（母子家庭の方の利率は年1.95%（固定金利、平成24年9月10日現在））

【ご返済期間】 15年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内）

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金、家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

※東日本大震災により被害を受けた皆さまに「災害特例措置」を実施しています。

ご利用いただける方など、詳しくは教育ローンコールセンター（0570-008656）または日本政策金融公庫（03-5321-8656）までお問い合わせください。

より近く!より便利に!  
 もう30分! 新青森-新函館(仮称)  
**2015+開業**  
**北海道新幹線**

**北海道新幹線  
 フォーラム**  
**開催のお知らせ**

新幹線時代の到来に向け、自治体関係者や民間事業者の方、そして地域住民の方々など、それぞれの立場での取り組みを考えていただくため『北海道新幹線フォーラム』を開催します。

日時：11月14日(水) 14:00～16:00(開場13:30)  
 場所：ホテル ニューえさし  
 講演：『北海道新幹線の工事進捗状況について』  
 『東北新幹線における周辺地域の取り組みや開業効果について』

【申し込み・問い合わせ先】  
 〒040-0023 函館市宇賀浦町7番6号  
 (株)ガイアクリエーション 新幹線開業対策促進事業部  
 TEL 0138-84-8502 FAX 0138-84-8503  
 受付時間：平日9:00～18:00  
 申込締切：11月7日(水)

**JR江差線(木古内・江差間)の廃止計画  
 に関する住民説明会を開催します**

同線区については、去る9月3日、北海道旅客鉄道株式会社から、平成26年度初頭での同線区の鉄道事業の廃止について計画している旨の表明がありました。今般、地域住民の皆様に対し、直接、北海道旅客鉄道株式会社から、同線区の現況等について説明する機会を設けましたのでお知らせします。

日時：11月5日(月) 午後6時～ 場所：江差町文化会館小ホール  
 (事前申し込み等は必要ありませんのでご自由にご来場下さい。)

**人権擁護委員**



**大島久美子さんが再委嘱されました**

本年10月1日付けで、大島久美子さん(津花町)が人権擁護委員に再委嘱されました。人権擁護委員は法務大臣が委嘱する委員で、心配ごとや悩みごとなどの相談のつてくれます。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。現在、町には大島さんのほか、松村俊昭さん(本町)、川端壮吉さん(橋本町)、中野孝弘さん(田沢町)の4名が委員として委嘱されています。

**町長の主な動静**

〔9月21日～10月20日まで〕

- 9月21日 南部松山衛生処理組合入札
- 21～23日 第50回江差追分全国大会
- 24日 全日本海員組合道南支部長来庁/秋の全国交通安全運動一斉街頭啓発
- 25日 上ノ国ウインドファーム建設工事起工式/自衛隊函館駐屯地第一普通科中隊長来庁
- 26～29日 中標津出張(北海道町村会 用務)
- 30日/10月1日 愛知県出張
- 3日 南部松山衛生処理組合入札/第45回道南地区老人福祉施設職員研究大会/教育委員辞令交付/表彰審議委員会/檜山行政組合議会
- 9～11日 東京都出張(追分会用務)
- 12日 江差町防災訓練/建設水道課入札/学校教育課入札/江差信用金庫理事長来庁
- 13日 福島町出張
- 15日 課長会議
- 16日 北海道道立病院室参事来庁/財務事務所長来庁/財務行政懇話会
- 17～18日 札幌市出張(北海道町村会 用務)
- 19日 町政懇談会(大洞町)
- 20日 日明あすなろパン工場開所式

**■入札結果のお知らせ(10月20日まで)**

入札日	工事名(委託業務名)	予定価格(税込)	落札業者	契約金額(税込)	落札率(%)
10/12	江差小学校体育館耐震改修設計委託業務	2,950,500円	(株)二本柳慶一建築研究所	2,940,000円	99.6

※お知らせする対象工事等は、250万円を超える建設工事と100万円を超える設計・測量等の委託業務です。  
 ※予定価格の事後公表は、予定価格が250万円を超える工事と、設計・測量・地質調査その他の委託業務で、予定価格が100万円を超えるもののみ公表しています。(委託業務の公表は5割程度) \* H21.4.1以降

# 法テラス江差通信 (第36号) 成年後見制度について

●「成年後見」という言葉は、高齢者や障がい者の福祉の仕事にたずさわっている人にはなじみのある言葉だと思いますが、多くの人にとっては耳なれない言葉だと思います。成年後見とは、認知症など精神上の障害によって判断能力が低くなっている人のために、家庭裁判所が親族などを保護者として選任して本人を保護する制度です。成年後見制度を利用した方がよいのに、知らないために利用されないケースも多いようです。

●では、どのようなときに成年後見制度が役に立つのでしょうか。この制度は、様々な場面で役に立ちますが、例えば、認知症になって施設に入所した後、本人を世話していた同居の親族が亡くなって、誰も本人のお金の管理ができないため施設費すら払えなくなったとします。このようなときに、別居の親族に成年後見人になってもらって、本人の年金収入から施設費などを払えるようにする場合があります。また、本人が精神疾患の影響で、運転免許もないのに車を買ったり、大切な自宅を売ったりとおかしな行動をとった場合に、成年後見人が売買を取り消して本人の財産を守るような場合もあります。

●本人の保護者となる人は、親族とは限りません。親族の中に適任者がいない場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が保護者になる場合もあります。ですから、法テラスでご相談いただいた案件によっては、ご相談を受けた私達弁護士自身が成年後見人になる場合もあります。

●身近な人の判断力が低下して、困りごとが起きたときに、成年後見制度で解決できる場合がありますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

法テラス江差 弁護士 北館篤広 電話予約 050-3383-5563

## 道立江差病院 コーナー

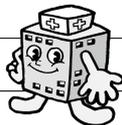
北海道立江差病院 (字伏木戸町 484 番地) ☎ 52-0036 FAX52-0098 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/esb>

### 外来診療体制

### 11月の診療予定です

診療科によって、曜日によって担当医が変わります。御確認下さい。

循環器内科	午前 月から金曜日 午後 月と金曜日
消化器内科	午前 月から金曜日 午後 火と水曜日
呼吸器内科	午前 金曜日 (23日休診) 午後 木曜日 (22日休診)
外科	午前 月から金曜日
整形外科	午前 月から金曜日
小児科	午前 月から金曜日
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 水曜日
精神科	午前 月から金曜日 午後 月曜日
産婦人科	午前 月から金曜日
耳鼻咽喉科	午前 14日、15日、28日、29日 午後 14日、28日
眼科	午前 木曜日 午後 7日、21日、28日
皮膚科	午前 火曜日
神経内科	16日



### これからの季節は注意が必要です。

多くの肺炎はかぜやインフルエンザにかかったあとに起こります。まずはかぜやインフルエンザをしっかり予防するためにうがいや手洗い、マスクの着用を心がけましょう。インフルエンザワクチンの接種も有効です。体調管理に気をつけてください。不規則な生活やストレス、疲労などは免疫力を低くします。日頃から規則正しい生活を送り、十分な休養と栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。

#### インフルエンザ予防接種のお知らせ

11月2日(金)からインフルエンザの予防接種を受付致します。外来受診時に予防接種をご希望の方は「予防接種希望」と各科の外来窓口で検査や診察室に入る前にお申し出ください。

予防接種のみ希望される方は、「新患受付」でお申し出ください。なおワクチンの数量には、限りがありますので、ご承知おきください。(小児科のみ予約が必要です)

料金は、2410円(1回目、2回目とも)江差町65歳以上の方は、1660円です。

#### 地域ケア連携強化を目指して

南檜山管内は平成22年から25年まで地域医療再生計画に採択され、管内主要医療機関とIT化による連携強化に取り組んでいます。

看護においてもこの管内の5病院1診療所と、ナイチンゲール思想を、基盤とした同じシステムのIT化の導入を進めています。患者さんの治療や介護の場所が変わっても必要なケアが受けられるように、管内の仲間と一緒に学習しています。11月10日(土)札幌訪問看護ステーション所長の乗松先生をお招きし、検討会を開催します。住み慣れた地域で安心して暮らしていただくため、看護と介護が力を合わせて取り組みたいと考えています。



※診療日は予定であり、変更になる場合もあります。事前に病院にご確認のうえ受診願います。

午前…8時00分～11時30分

受付時間

(初診の方は、9時00分～)

午後…13時00分～14時30分

看護職員募集のお知らせ：臨時看護師職員を常時募集しております。電話 52-0036 (内線 202) 藍葉 (離職した方でも、正職員として再就職可能です。)

あいば

# 町政懇談会を開催中です

まちづくりに対するご意見、ご要望をお聞かせください。

<11月の日程は次のとおりです>

- 1日(木) 伏木戸寿の家(伏木戸町)
- 2日(金) 田沢憩いの家(尾山町・田沢町)
- 6日(火) 泊生活館(泊町)
- 8日(木) 漁村センター(中歌町・姥神町・津花町・鷗島)
- 9日(金) 老人福祉センター(新栄町・愛宕町・豊川町・松岱・東山)
- 12日(月) 消防センター(茂尻町・新地町・円山・緑丘・陣屋町・海岸町)
- 13日(火) 南が丘ふれあいセンター(南が丘)
- 14日(水) 五勝手生活館(南浜町・柏町・砂川・萩ノ岱)
- 15日(木) 椴川担い手センター(椴川町)
- 16日(金) 対鷗館(上野町・橋本町・本町)

※開始時間は午後6時30分からです。( )内は対象地区。  
※都合により変更になる場合もありますのでご注意ください。

# 第8回 女性農業者グループ祭り

― 檜山に伝わる味を皆様へ。管内農村女性グループより地元農産物の魅力を伝えます(4町・12グループ)・地元漁業者による水産加工品も共催出店!(2町2業者)直売会を実施します― 郷土食のくじら汁、くじらダシのそうめんも販売致します。

とき 11月23日(金) (勤労感謝の日) 午前11時〜午後1時  
ところ 檜山地域人材開発センター(まなびつく) (南が丘)  
固 檜山農業改良普及センター(☎5316141)

被災地の皆さんを忘れない

## 民謡まつり福祉チャリティーショー

とき: 11月18日(日) 開場 正午 開演 午後1時

ところ: 江差町文化会館 大ホール

入場券: 前売券1,000円 当日券1,200円 (高校生まで無料です)

入場券はポスターを展示した商店などで販売しています。

主催: 民謡を愛する古里づくり実行委員会 事務局: 江差商工会 ☎52-0531

## 江差追分シンポジウム開催!

第50回江差追分全国大会記念事業の一環として、4月に江差追分の現状を考える「シンポジウム」を開催しました。今回は、民謡界をはじめ各界の方々が参加し、日本民謡の中の江差追分をグローバルな視点で講演・対談を行います。参加無料ですので、是非、ご来場ください。

日時: 11月11日(日) 午後1時30分〜 場所: ホテルニューえさし 2階 ダイヤモンドホール

タイトル: 「みんなで考えよう江差追分の未来を」

### お誕生 おめでとうございます

(9月1日〜9月30日)

住所	両親の氏名	子の名
砂川	野崎 達也	生人
水堀町	松原 大地	風雅
水堀町	品川 広樹	美佐子
橋本町	草間 通友	真希
新地町	増永 健一	愛実
茂尻町	渡邊 政典	美貴

### ご結婚 おめでとうございます

(9月1日〜9月30日)

住所	新郎	新婦	住所
水堀町	松原大地	志田ありさ	水堀町
朝日町	齊藤祐介	安岡佳奈	朝日町

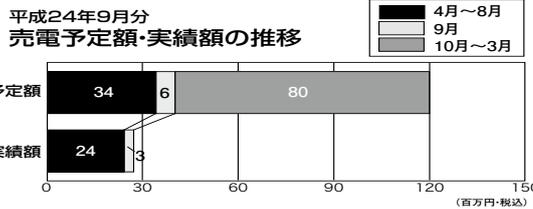
### おくやみ もうしあげます

(9月1日〜9月30日)

住所	氏名	年齢	死亡日
橋本町	能登谷フサ	99歳	9月1日
陣屋町	佐藤幸子	70歳	9月1日
姥神町	濱塚弘志	74歳	9月2日
柏町	西良一	68歳	9月2日
水堀町	川村キナ	85歳	9月3日
新栄町	福島愛子	76歳	9月9日
茂尻町	由水良策	69歳	9月12日

## 風力発電事業

(江差風力発電所売電状況)



当月までの計画に対する達成率 67.5%

承諾を得た人のみ掲載しています。掲載を希望しない場合は窓口にお申し出ください。

住所	氏名	年齢
新地町	鈴木廣子	67歳
小島町	井上勝男	86歳
小島町	下島ヒナ	88歳
円山	内山テル	85歳
水堀町	石田さよ	91歳
水堀町	高橋カツ	87歳
水堀町	小笠原強	73歳

### 人口と世帯

平成24年9月30日現在

総人口	8,700 (-18)
男	4,150 (-5)
女	4,550 (-13)
世帯数	4,457 (-15)

( ) 内前月比

この用紙は、原材料の一部に道産間伐材を使用しています

### 11月の納税

固定資産税 介護保険料

第4期 第5期

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

第5期 第5期

振り込み納税はあなたの代役希望される場合は税務課納税係まで